

平成24年5月25日（金）

於：特許庁 16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会
第1回商標審査基準ワーキンググループ 議事録

特 許 庁

目 次

開会	1
委員紹介	1
座長挨拶	2
審査業務部長挨拶	2
配布資料の確認	5
議事公開について	6
商標審査基準ワーキンググループの設置について	7
国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについて	8
新しいタイプの商標の海外主要国における実態について	32
今後の予定について	40
閉会	40

開 会

○林商標課長 そろそろ定刻でございますので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、御多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会の第1回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただいております特許庁商標課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

委員紹介

○林商標課長 それでは、まず第1回目でございますので、はじめに、委員の方々の御紹介をさせていただきたいと思います。

五十音順に紹介させていただきます。

まず日本大学法学部教授の小川宗一委員でございます。

日本知的財産協会商標委員会委員長で、花王株式会社ブランド法務部課長の國米弘一委員でございます。

学習院大学法学部教授の小塚荘一郎委員でございます。

長島・大野・常松法律事務所、弁護士の田中昌利委員でございます。

中央大学法学部特任教授で、弁理士でいらっしゃいます外川英明委員でございます。

大野総合法律事務所弁理士の中村仁委員でございます。

永代総合法律事務所弁護士の林いづみ委員でございます。

以上、7名の委員の方々でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、特許庁側の出席者でございますが、お手元の座席表で適宜御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本ワーキンググループの座長についてでございます。産業構造審議会の運営規則によりますと、小委員会の委員長が指名することになってございます。

したがいまして、商標制度小委員会の委員長でございます土肥委員長に御相談をさせていただいた上で、本ワーキンググループの座長については、商標制度小委員会の委員でもいらっしゃいます小塚委員に御就任をお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

座長挨拶

○林商標課長 それでは、本日は第1回目ということでございますので、小塚座長に御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小塚座長 改めまして小塚でございます。

こういうふうには拝見をいたしますと、委員の先生方、皆様実務で経験豊富な先生方ばかりでございまして、私だけが象牙の塔という言葉が昔からございますけれども、実務に携わって登録等をしたことがないということなので、私がお引き受けしていいものかどうかと思ったわけでございますけれども、逆に申しますと、実務の方、御経験がある方は、恐らく一言も二言もおっしゃりたいことがあるだろうと思っておりますので、それを受け止めさせていただくのが私の仕事と思ってお引き受けさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○林商標課長 ありがとうございます。

それでは、このあとの議事進行につきましては、小塚座長にお願いするということにしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

審査業務部長挨拶

○小塚座長 それでは、早速でございますが、進行表で申しますと4.ということになりますでしょうか、きょうは、橋本審査業務部長がいらっしゃっていますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○橋本審査業務部長 審査業務部長の橋本でございます。

きょうはお忙しいところを、ワーキンググループに来ていただきましてありがとうございます。

まずこのワーキンググループ設置の経緯でございますけれども、特許庁では、商標出願の審査・審判を迅速に、かつ的確に行うために、審査基準の策定や改訂を行って、審査運用の明確化を図るとともに、ユーザーとの共通理解に努めてまいりました。

特に審査基準策定につきましては、パブリックコメントによって広く国民から意見を求め、審査基準を決定するなど策定方法の透明化を行ってまいりました。

一方で、審査基準の策定に際しましては、専門家の意見を反映しつつ検討すべきであるとの御指摘をこれまで受けてきたところでございます。

そこで平成 20 年より商標制度小委員会で、この審査基準についても御審議をいただいたところでございますけれども、今般、2 月 20 日に開催されました第 25 回商標制度小委員会において、商標を取り巻く状況、取引の実情に即したタイムリーな対応をとることなどを目的としまして、商標審査基準ワーキンググループを設置するということが御了承されまして、本日、第 1 回のワーキンググループが開催された次第でございます。

商標のほうの審査基準というのは、現存の資料、もうコピーしかございませんけれども、これで見ると、「商標審査取極」という形で、昭和 12 年に作成されたものが最初だと聞いております。

昭和 35 年の現行法の施行に伴いまして、今度は「商標審査基準」というものが策定されまして、その後、昭和 46 年に外部から広く意見を求めるために公表をしておりました。つまりそれまでは公表していなかったということでございます。

以来、法改正、判例の動向、社会情勢の変化などに伴いまして、幾度となく改正されまして、現在の審査基準というものになってございますけれども、その内容は、主に商標出願の取扱い、登録要件、不登録事由及び審査手続等において商標法におけるわかりにくい規定、あるいはさまざまな解釈が生ずるおそれのある規定等について統一的な解釈を示し、抽象的な規定については、具体的な該当事例をあげて運用指針、取扱い例を示したものになってございます。

この審査基準によりまして、審査官の法解釈、運用の不統一を避け、公正な判断を確保するとともに、現在、年間 11～12 万件におよぶ大量の商標出願の迅速な処理を可能とすると同時に、ユーザーにとっては、特許庁の運用解釈をあらかじめ知ることができるツールとなっております。

すなわち、審査基準によって出願の登録の可否を予見することができますので、登録にならないような商標については出願しないなどの判断の一助となっているものと思ってお

ります。

以上のように、審査基準というのは、長い歴史を有すると同時に、審査官においても、ユーザーにとっても、非常に重要なツールであるといえます。

一方、近年、商標を取り巻く国際情勢としては、これまで日・米・欧（OHIM）の3極の協力体制から、昨年、韓国、中国を加えました5か国をメンバーとするトレードマーク5、「TM5」という協力体制に拡大されております。

また、日中、日韓等の2国間協力についてもハイレベルな会合から、実務者レベルの会合まで、より深化したものとなっております。

例えば「TM5」におきましては、さまざまな協力プロジェクトが行われておりますが、悪意ある商標出願の取扱い、あるいは図形商標のイメージ検索の手法の研究につきましては、私どもJPOが議論をリードしております。

こうした国際的な活動における協力、検討課題には、審査基準、あるいは審査運用に関するものが多く取り上げられておまして、審査運用のハーモナイゼーションというのは世界の潮流となりつつあるといえます。

したがって、本日、御議論いただきます「国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱い」、これをはじめとしまして、審査基準の検討においては、国際的な観点から見た検討も重要であると考えてございます。

また、実は4月末に一部の新聞で、「経済産業省は、5月中旬にも世界的な権利保護の流れがある音やホログラムといった新たな商標の審査基準を検討する部会を創設する。」といった記事が報道されました。実際には、これは「部会」ではなく、この「ワーキンググループ」のことを指しているわけでございますけれども、いずれにしましても、本ワーキンググループに対する関心の現れであると思っております。

「新しいタイプの商標」につきましては、現在、商標制度小委員会において法的な枠組みについて御議論いただいているところでございます。新しいタイプの商標に関する審査基準については、これら商標制度小委員会での検討が進んだ段階で、順次このワーキンググループにおいて御検討いただく予定でございます。

本日ににつきましては、新しいタイプの商標とはどのようなものがあるか、海外主要国ではどのように保護されているのか、その実態について御説明をさせていただき予定でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員の皆様におかれましては、精力的に御意見、御議論いただきまして、お力をお貸し

いただきますようによろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題について進めさせていただきたいと存じます。

配布資料の確認

○小塚座長 進行表ですと、5. から8. までの4点が議題ということでございます。

これにつきまして配布資料があると思いますので、事務局のほうから確認をお願いいたします。

○林商標課長 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、まず座席表。議事次第・配布資料一覧。委員名簿。

そのほかに、まず資料1といたしまして、「商標審査基準ワーキンググループの審議内容の公開について」という資料。

資料2といたしまして、「商標審査基準ワーキンググループの設置について」という資料。

資料3といたしまして、「国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについて(案)」という資料。

資料4-1といたしまして、「新しいタイプの商標例と企業の声」という資料。

資料4-2といたしまして、「新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態について」という資料でございます。

これに参考資料として2点付加されてございます。参考資料1が「地名を含む商標の登録要件・不登録事由に関する海外主要国比較」という資料。

参考資料2といたしまして、「新しいタイプの商標に関する海外登録例・主要判決例」という資料。

以上、合わせますと10点の資料となります。不足等ございませんでしょうか。ありましたら、事務局のほうにお伝えいただければと思います。

あと資料の確認とともに、1点、お願いがございます。

御発言をなさる際に、お手元の緑のスイッチを入れていただいて、マイクを近づけて御発言いただけるようお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○小塚座長 資料はよろしゅうございますでしょうか。過不足ございませんか。

議事の公開について

○小塚座長 それでは、5. ですが、本ワーキンググループの議事の公開についてということ。これも事務局から御説明いただけますでしょうか。

○林商標課長 それでは、資料1に基づいて説明させていただきます。

本商標審査基準ワーキンググループの審議内容の公開についてですが、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するという観点で、資料にございます1から4のようにさせていただきますと考えてございます。

まず1でございますが、一般の傍聴については、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するという観点で、認めないという形にさせていただければと思っております。

さらに2でございますが、議事要旨については、会議終了後に作成の上、特許庁のホームページ等を通じて公表させていただきたいと考えております。

3. でございますが、配布資料については、これも会議終了後、特許庁のホームページ等を通じて公表をさせていただきたいと考えております。

4. でございますが、議事録については、会議終了後に作成させていただきまして、発言者名を記載した上で特許庁ホームページ等を通じて公表させていただきたいと考えております。

御了解のほどよろしくお願いたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

商標審査基準ワーキンググループの設置について

○小塚座長 次ですが、商標審査基準ワーキンググループの設置についてということでございます。

先ほど橋本審査業務部長のお話にも若干ございましたけれども、改めて事務局の方から御説明をお願いいたします。

○林商標課長 それでは、資料2に基づきまして、先ほど部長からお話があったとおりでございますが、改めまして簡単に説明させていただきます。

まず1. 目的でございますが、第25回商標制度小委員会、2月に開催されたものでございますが、その場におきまして、商標の審査基準について、いわゆる商標を取り巻く状況、取引の実情に即したタイムリーな対応というのが必要であり、その検討にあたっては、法律の専門家、商取引の実情に詳しい実務者の方々、そういう方々での詳細な検討が必要であるということです。そのため、商標審査基準を審議する場としてワーキンググループを設立するということが適当ではないかというふうになりました。

そこで今回、商標審査基準ワーキンググループが設置されたということでございます。

検討事項として2. に書かせていただいておりますが、商標審査基準に関して、法改正に伴う改訂事項とか、さらには商標制度のユーザーの方々からの要望のある案件などについて、今後、商標審査基準の見直しの可否等を含めて検討をさせていただきたいということでございます。

当面の検討課題ということになるかと思いますが、このあとに御審議いただくことになっておりますが、国内外の周知な地名の扱いをはじめとする審査基準の改訂に関する事項について検討をお願いしたいということでございます。

さらに商標制度小委員会において、制度改正の関係で、新しいタイプの商標等について検討しているところでございますが、その点につきましては、小委員会での議論の進捗状況に応じて、制度のあり方についての大枠が決まり次第、順次運用等についてもこのワーキンググループで検討をしていただければと考えてございます。

よろしくをお願いいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

というようなことで、検討の対象、それから、進め方、事務局からの御提案ということですので、皆様からの御意見を承りたいと思いますが、何か御意見をお持ちの委員はいらっしゃいますでしょうか。

原案どおりということでもよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについて

○小塚座長 さて、そうなりますと、次は本日の実質的な議題ということですが、その前半です。

国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについてということです。

はじめに事務局から、大体 30 分ぐらいで御説明いただけるということですので、よろしくお願ひいたします。

○半田商標審査基準室長 商標審査基準室の半田でございます。よろしくお願ひいたします。

資料 3 に基づきまして、国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについて(案)を御説明させていただきます。

本議題につきましては、第 25 回商標制度小委員会で御審議されまして、当ワーキンググループに付託されたものでございます。

そこで委員の皆様には御検討をいただく際に、まずはこの 1 番としまして、「第 25 回商標制度小委員会での議論」を御紹介させていただきます。

まずは「(1) 検討の背景」でございます。

国内外の周知な地名を有してなる商標については、諸外国、これは中国とか韓国ではございますけれども、商品の産地・販売地又は役務の提供場所と認識されなくても、「周知な地名」であれば商標登録を拒絶・無効とするような法制を有する国もある。そのような国を含め、海外主要国の制度・運用について比較研究しつつ、我が国における制度・運用の在り方について、検討する必要があるというものでございました。

そして商標制度小委員会での検討の観点は 2 つございまして、1 つ目が (2) で書かせていただきました「主要国の状況と国際調和からなる検討」であります。

比較・検討に際しましては、日本、米国、OHIM、イギリス、オーストラリア、韓国、中国を対象にしまして、識別力、判断基準、使用による識別力、品質の誤認につきまして調査をしたものでございます。

参考資料 1 としまして、商標制度小委員会で提出された資料をつけさせていただきますので、適宜、御参照いただければと思います。

商標制度小委員会では、この調査結果を比較しまして、我が国を含め、米国、OHIM、

イギリス、オーストラリアの各国においても、国内外の地名を表示する標章からなる商標については、識別性の有無や商品の品質・役務の質の誤認のおそれを考慮した上で、登録要件を満たさないもの又は不登録事由に該当するかについて判断されているとする法制は共通している。

また、商品の産地・販売地又は役務の提供場所の認定にあたっては、現実の生産に限らず、需要者が商品の産地であるかのように認識する蓋然性がある場合にも該当するとする運用面においても共通しているといえる。

一方で、中国や韓国においては、「周知な外国地名」からなる商標の登録は認められないとする条項を定めている点で、我が国や前記欧米等の主要国の法制とは相違するところはあるけれども、これらの国においても、「周知な外国地名」からなる商標が使用により識別力を獲得した場合は登録可能となっている。

以上のことを踏まえると、地名を表示する商標の登録要件及び不登録事由に関する我が国の現行法及び審査運用は、国際的に見ても整合的といえるという検討がございました。

それから、2点目の検討の観点でございますが、これが「(3) 商標法の枠組みからの検討」であります。

我が国商標法は、第3条において、商標として識別性の観点から一般的適格性を持つか否かを判断し、その一般的適格性を持つものとされた商標について、第4条において具体的に公序良俗の見地及び他人の業務に係る商品と混同を生ずるかどうか、商品の品質の誤認を生ずるかどうか等の見地から登録の可否を判断することを規定している。

つまり、第4条における不登録事由に規定するという事は、客観的に法律上保護に値する機能を有する商標であっても、公益上の理由や私益との調整等の見地から、立法政策上、独占排他権として保護し得ないものと整理することになる。

したがって、検討にあたっては、客観的に法律上保護に値する機能を持っている商標について、その登録を排除する高い公益的な理由が存在するか等を慎重に精査することが必要である。

「地名」に係る商標が客観的に法律上保護に値する機能を有する商標たり得るのかとの観点については、3条1項3号が「地名」とせずに「産地、販売地、役務の提供場所」と規定しているのは、全ての地名が自他商品役務の識別標識としての機能を果たし得ないとはいえないと考えられていることからしても、「地名」が商標として識別性の観点から一般的適格性を有する可能性はあると考えられる。

他方、商標としての識別性に関わらず、「国内外の周知な地名」であることをもって一律に登録の拒絶又は無効の理由とするならば、例えば、使用による識別力を有するに至ったような周知な商標のように、自他商品役務の識別標識としての機能を果たし、かつ、商品の品質等の誤認を生ずるおそれのないものについてまで商標法上保護しないこととなるが、それを正当化する合理的な理由や公益的な理由を見出すのは困難である。

さらには、商標の構成の一部として「周知な地名」を含むものについて、その地名部分により商品の品質等の誤認を生ずるおそれがない場合まで、当該商標の登録を拒絶又は無効とすることは、事業者の商標採択の自由を過度に規制することになってしまうとの検討がございました。

これらの検討による商標制度小委員会での御審議の結果を「(4) 商標制度小委員会での指摘」としてまとめさせていただきました。

指摘でございますけれども、我が国商標法において、国内外の周知な地名に係る商標が識別性の観点を超えて登録を拒絶・無効とし得るよう、登録要件又は不登録事由の法上の枠組みを変更する必要性はない。法改正の必要はないという御指摘をいただきました。

一方で、識別性がない商標については、現行商標法の下でも商標登録できないこととなっており、その審査の判断基準の統一を図り、予見可能性を向上させるために、審査基準の一層の整備の必要性を検討することは有意義である。

例えば、現行の商標法3条1項3号で規定する「商品の産地・販売地又は役務の提供場所」以外の商品・役務の「取扱地」を認識させるものについても、識別性及び独占適応性がないものと扱うべき国内外の地名からなる商標について、審査基準等の整備を図ることは有意義である。

これらの審査基準等の整備にあたっては、特に外国の地名の我が国内における周知性の判断材料として、審査官が個別の判断において参照できる審査情報の整備を図っていくことが必要であるという御指摘をいただいたところでございます。

そこで商標制度小委員会から付託されました本議題であります「国内外の周知な地名に係る商標登録出願の取扱いについて」の検討をいただくにあたりまして、2番目としまして、「現行の審査運用」を御説明、御紹介させていただきます。

まずは「(1) 商標法第3条第1項第3号について」でございます。

この3号につきましては、2ページ目の下から2行目でございますけれども、国内外の周知な地名からなる商標登録出願に係る商標については、その商標が、「商品の産地、販売

地」や「役務の提供の場所」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなると認められる場合については、商標として識別性の観点から一般的適格性を持たないと判断し、商標法3条1項3号が適用され拒絶されます。

この運用につきましては、商標審査基準において、「国家名、著名な地理的名称、繁華な商店街、地図等は、原則として商品の産地もしくは販売地又は役務の提供場所を表示するものとする。」と記載しております。

そして、商標審査便覧では、「国家名、国家名の略称等」及び「首都名、州名、県名等」並びに「湖沼、山岳等の名称又は図形を表示する標章のみからなる商標」の取扱いを定めております。

1枚おめくりいただきまして4ページでございますが、また、運用面でございますけれども、商標法3条1項3号についての「逐条解説」を見ても、「地理的名称」は、「多くの場合に既に一般的に使用がされ、あるいは将来必ず一般的に使用がされるもの」であるとしております。そしてジョージア事件の判示内容においても、商標登録出願に係る商標が商標法3条1項3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するには、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りる」とされていることから、商標登録出願に係る商標が、産地、販売地、役務の提供場所を認識させるものであれば、商標法3条1項3号に該当するとして拒絶をしています。

「(2) 商標法第3条第2項について」でございます。

国内外の周知な地名からなる商標登録出願に係る商標が、まさしく特定の者によって長年、その業務に係る商品又は役務について使用した結果、自他商品又は自他役務の識別力を獲得している場合には、こちらについては3条2項により登録をしています。

5ページ目でございますけれども、「(3) 商標法第4条第1項第16号について」でございます。

国内外の地名を表示する標章をその構成中に含む商標は、商品の産地・販売地、役務の提供場所を誤認させるおそれがある場合には、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標として、商標登録を受けることができないとしております。

この場合においては、誤認させないような表示にしていれば、他に拒絶理由があ

るかどうかというところを審査しながら、それがなければ登録となります。

3番目としまして、「現行の審査運用上の検討課題と論点」をまとめさせていただきました。

(1)「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」が、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りるとする内容が審査基準に明確に記載されているかということでございます。

先ほど審査基準につきましては、「国家名、著名な地理的名称、繁華な商店街、地図等は原則として商品の産地、もしくは販売地、又は役務の提供場所を表示するものとする」と記載されていると御紹介しましたが、一方で、この一文のみになっております。

そういう意味では、3条1項3号についての「逐条解説」ですとか、ジョージア事件の判示内容については、審査基準において明確に記載されていないのではないかということです。

(2)としまして、「国内外の地理的名称」については、審査基準にその取扱いが十分に記載されているかということでございます。

商標法3条1項3号についての審査基準については、今、申し上げましたとおり、国家名ですとか、著名な地理的名称等に該当しない国内外の地理的名称についての取扱いは記載されておらず、その取扱いについては商標審査便覧のほうに規定しているということです。

(3)でございます。商品の産地・販売地、役務の提供場所を表示するものと認められない地理的名称からなる商標は、商標法3条1項3号が適用できないと考えられるところ、このような商標の取扱いが審査基準上明記されているかということでございます。

こちらについては、2ページの(4)でございますが、こちらのほうで、例えばとして、3条1項3号で規定する「商品の産地・販売地又は役務の提供場所」以外の商品・役務の「取扱地」となっておりまして、これらについての検討課題、論点でございます。

1枚おめくりいただきまして、出願人やその同業者等の所在地・設立地や指定商品の仕向け地・一時保管地等又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等(以下、「出願人等の所在地」というふうにまとめさせていただきます。これらを表示する地理的名称は、商品の産地・販売地、役務の提供場所を表示するものについては、3条1項3号の適用ができますけれども、これが商品の産地・販売地、役務の提供場所を表示するものと認められない場

合は、3条1項3号の適用ができないと考えられます。

例えばとして、一般的に役務「損害保険契約の締結の代理」は、外国においても行われ、その特定の外国の土地を所在地・設立地とする多数の役務提供者が存在するところ、外国における役務提供者が、日本国内で当該役務を行うことを目的として、出願人の所在地や設立地を表す外国の地名、例えばチューリッヒでございますけれども、この地名を表示した商標を出願した場合、かかる地名は、役務の提供場所とはいえないため、商標法3条1項3号の適用が困難な場合があるのではないかとということです。

また、商品及び役務の流通過程又は取引過程において、港や空港は、多種多様な商品及び役務の取扱地となるところ、その商品が、実際に、港や空港が存在する土地において製造・販売されていない又は製造・販売されていると認識し得ない場合や、役務の提供場所を表すものと認識し得ない場合は、その港や空港が所在する地名を表示した商標が出願されたとしても、商品の産地・販売地又は役務の提供場所とはいえないため、3条1項3号の適用が困難な場合があるのではないかとということです。

一方で、このような地名は、出願人以外の者の所在地・設立場所や指定商品又は指定役務の取扱地を表示する場合が想定し得るものでして、出願人以外の者も使用していることが認識できることからすると、やはり一般に使用される標章であって、自他商品又は自他役務の識別力を欠くために、商標としての機能を果たし得ないものであるといえるのではないかとということです。

しかしながら、このような地名について、その取扱いが審査基準において明確に記載されていないのではないかとということです。

(4) としまして、審査基準等の整備にあたっては、審査官が個別の判断において参照できる審査情報が十分に整備されているかということでございます。審査基準の整備にあたっては、やはり審査官が個別の判断において参照できる審査情報の整備というものは重要であると認識しているところです。

4番目としまして、以上の検討課題について「論点に対する基本的な考え方」をまとめさせていただきました。

3番でまとめた(1)から(4)に関しましては、以下のように対応すべきと考えるところでございます。

(1) としまして、商標登録出願に係る商標が、「商品の産地、販売地」や「役務の提供場所」を認識させるものであれば、商標法3条1項3号の逐条解説やジョージア事件等の

判示内容に基づきまして、商標法3条1項3号に該当するとして拒絶しているこの審査運用を、まさしく審査基準に規定して明確化するというものでございます。

(2) としまして、商標審査便覧に規定されております「国家名」、「著名な地理的名称」等に該当しない「国内外の地理的名称」の取扱いを、商標法3条1項3号の審査基準に規定することで、「商品の産地・販売地、役務の提供場所」の運用を統一的に整理するというものでございます。

以上の(1)と(2)につきましては、商標法3条1項3号の改訂という形になります。

(3) は、先ほどの出願人等の所在地等の取扱いでございます。

まず商標法の3条1項6号は、「前号、これは第1号から第5号でございますが、に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない」と規定しています。

また、商標法3条1項6号に関する最近の判決において、「同項6号にいう『需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標』としては、構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもののほか、同項1号から5号までに該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、及び、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標として機能を果たし得ないものがある」と判示されています。

上記、法の規定ですとか、判決の趣旨を踏まえますと、その構成自体から自他商品（役務）の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるものは、商標法3条1項3号が適用できないとしても、商標法3条1項6号を適用することができると考えられます。

前記の3番の(3)で述べました出願人等の所在地等の地理的名称につきましても、これが一般に使用される標章であって、その構成自体から、自他商品（役務）の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定される場合、その地理的名称を普通に用いられる方法で表示する商標を、3条1項6号を適用し拒絶できるようにする、そういう審査基準を新設するという考えです。

ただし、当該商標が、3条2項に相当する使用による識別力を獲得している場合には、これは識別力があるものとして同項の6号に該当しないものとして登録をすべしと

考えております。

(4) につきましては、商標審査便覧において、国家名等については、原則として商品の産地、販売地又は役務の提供場所を表すものとして拒絶するとしていまして、ここでは本国での使用文字、日本語その他の外国語で表したのも原則として対象としています。また、地名等については、辞書その他の資料に記載されていなくても、産地、販売地、または提供地に結びつけ得る要因があれば、原則として産地、販売地又は提供地を表すものとして拒絶をするとしております。

そこでおめくりいただきまして、実際の審査でございますけれども、審査においては、商標登録出願に係る商標は、すべての出願に記載されている商標について、その構成文字全体、及びその各構成要素となる文字部分を庁が集めております資料ですとか、一般的な辞書ですとか、専門図書などを利用して、商標としての機能を果たし得るか、いわゆる識別性の有無ですとかを調査しております。これは備えつけで、審査官もしっかり調査もできるようになっておりますし、かなりの数がございますので、外注によって調査もさせております。また、その際に、辞書等に掲載されていないような場合があったとしても、指定商品及び指定役務との関係で、商標としての機能を果たし得ない場合もございますので、文献調査のほかにも、新聞記事の横断検索もやっておりますし、インターネットの検索等も実施しております。

そうしますと、現行の審査手法（資料等）においても、これは国内外の地名の周知性にかかわらず、地理的名称に関する審査情報は十分に整備もしておりますし、調査もしておりますので、これについては、この手法を維持するのが適当であると考えております。

以上、論点に対する基本的な考え方をまとめさせていただきましたので、こういった考え方でよろしいのかどうかというところを御検討いただきたいと思っておりますが、5番目としまして、「審査基準の改正案」を用意させていただいたところでございます。基本的な考え方の(1)、(2)については、商標法3条1項3号の改訂部分、(3)については、商標法3条1項6号の審査基準の新設というところで御説明させていただきたいと思っております。

別紙でございますけれども、3条1項3号の3. に(1)を設けまして、「国内外の地理的名称を表示する商標は、必ずしも指定商品又は指定役務がその地理的名称において現実に生産され又は販売されていること等を要せず、需要者又は取引者によって、その地理的

名称において、指定商品あるいは指定役務が生産され又は販売され並びに取引されているであろうと一般に認識される場合は、商品の産地もしくは販売地又は役務の提供場所を表すものとして、本号の規定に該当するものとする」と改訂するものとさせていただきます。

この（１）につきましては、ジョージア判決と、逐条解説の内容を反映させていただいたものです。

２文としまして、「特に、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）及び地図を表示する商標は、指定商品の産地もしくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、本号の規定に該当するものとする」と改訂するものとさせていただきます。

こちらは現行の審査基準を盛り込みながら、「認識される蓋然性が高いことから」という理由を付したものです。

この３号（１）につきましては（注）を置かせていただきまして、「ここでいう国内外の地理的名称とは、国家名、首都名、州名、県名、州都名、省名、郡名、県庁所在地名（県都）、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、行政区画名、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼名、山岳名、河川名等を表すものをいう」と改訂することで、商標審査便覧に書いてありました国内外の地理的名称の部分をここにまとめさせていただいたところでございます。

また、３号につきましては、（２）を設けまして、「地理的名称を表示する商標は、本号の規定に該当しない場合であっても、本項６号の規定に該当するものがあることに十分留意する」ということで、６号のほうに該当する場合もあるということを橋渡ししております。そういった規定を書かせていただきました。

続きまして１枚おめくりいただきまして、３条１項６号のほうの新設審査基準の案でございます。

５．としまして、「出願人やその同業者等の所在地・設立地、指定商品の仕向け地・一時保管地もしくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港）等を表した地理的名称を表示する商標又は一般に出願人やその同業者等の所在地・設立地、指定商品の仕向け地・一時保管地もしくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港）等を表したと認識させる地理的名称を表示する商標は、同項３号の規定に該当しない場合であっても、本号の規定に該当するものとする」という規定を新設させていただいた案でございます。

以上、検討課題と論点についての基本的な考え方と、審査基準の改訂・新設案について、御審議、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

非常に詳細に、背景になる考え方と、それから審査基準の改正案の御提示をいただいたところです。

それでは、これにつきましては、少し時間をとりまして皆様から御意見を承りたいと存じます。その考え方自体の方であっても、また、審査基準案についてでも結構です。どの点についても、どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

○外川委員 半分質問みたいなものですが、この資料3の表題が国内外の周知な地名となっていて、「周知」ということをうたっているわけですけれども、3条1項3号は別に周知なんていう要件はなくて、ただ、識別力の問題はもちろんあるわけですが、この「周知」を表題としてあげているのはどうしてなのか。何か歴史的なものがあるのかを説明して頂きたい。

それから、今度は商標審査基準の3号の改訂案のほうですけれども、これはジョージア判決等に従って産地等に関して、産地だというのが本当に産地かどうかというのだけではなくて、一般的に認識される場合も含みましようという具合に基本的には広げているはずなんですけれども、例えば産地とか、販売地とかというのは、条文上は別に周知であることを要求してなくて、識別力説でいけば、一応識別力が必要だという点で問題になることはあると思うのですが、独占適用説から見たときには、これが狭まることにはならないのかなというちょっとした疑問です。ジョージア判決が「産地」等のとらえ方を広げ、それを審査基準に入れたのですが、書きぶりだと思うのです。これは反対しているのではなくて、書きぶりだと思うのですが、ここで、では一般にも認識されないし、産地であると現実にもそうでない。しかし、SIDAMO 事件のような、本当は産地である、ずっと調べていったら産地だけれども、日本ではだれも知らないというようなものまでは入りませんよというような審査基準の反対解釈ができるのではないかと危惧があります。

また、3条1項3号と6号の審査基準のバランス、結局同じことを何とかして3号を適用できないから6号を適用しようという趣旨なんだと思うのですが、バランスはとれるのかどうかというのが心配なので、疑問として申し上げたいのです。

それだけでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

広げたとおっしゃるのは、条文を文言どおりに読んで受ける印象に比べてやや広い解釈を取った、そういう御指摘でございますね。

○外川委員 ええ、ただ、本当に広がったと解釈できちゃうかどうかはちょっと心配だという、それだけです。

○小塚座長 いかがですか、事務局としてのお考えは。

○半田商標審査基準室長 今、いただきました2点ございますが、まず1点目のタイトルの部分でございますが、こちらにつきましては、第25回の商標制度小委員会の議題でございましたので、一応その議題をそのまま付託されているというところがあって、使用させていただいたところがございます。ご指摘のように、実際に私どもの検討課題、論点の抽出、論点についての基本的な考え方との関係で合っていない部分があるというところは、すみません、そういった事情でございます。

2番目のジョージア判決の趣旨を3.(1)に入れさせていただいたところでございますけれども、こちらは、そもそも3条1項3号の規定が商品の産地・販売地、役務の提供場所を表すものについては、これは登録しない、識別力がないというふうに法律で規定していますので、その運用におきましては、周知なところとかを見ずに、出願された商標がどういう商標なのかというところでさまざまな辞書を調べながら、登録要件があるのかどうかというところを審査しております。

地名に関しましても、いろんな辞書で、どういう地名なのかというところを調べています。さらに辞書等にもないものについても、それは新聞記事の横断検索ですとか、インターネット情報等々も見ながら、その産地、販売地に結びつける要因があれば、その調査結果を拒絶理由の証拠として取り扱っております。

この審査運用については、法律の規定に基づいた判断手法ということでございます。

審査基準につきましては、法律で書いてある範囲について、さらにその運用をどのようにするのかというところで書かせていただいております。今までは、一文しかなかったようなところがございますので、そここのところを実際の運用でやっておりますジョージア判決等々のものを入れながら、まさしく現行の審査運用に合わせるような形にさせていただいたところがございます。

そういう意味では、今回の改訂案に関しては、3条1項3号の運用の明確化ということで、今の審査基準を広げたような形にしてございますが実際の運用としてはそれを明確

化した、審査運用の幅は同じようなところとしたものでございます。

○小林知的財産研究官 現実の産地の場合は、周知でなくても、これによって拒絶されるということを明確にしたほうがいいのではないかという御趣旨と思いますが、その点についていえば、3の(1)の3行目のところに「現実。。。。されていること等を要せず」というふうになっていますので、現実の産地の場合は、当然、拒絶されるというふうに御理解いただけるのではないかと思います。

また、3条1項6号のほうに追加しました新しいものにつきましては、両者を分けて両方とも書いておりますので、その点、さらに明確になっているのではないかと考えております。

○外川委員 港・空港等についても一般的認識を問題にするのですね、つまりどういう問題なのかよくわからないけれども、6号のほうを使う場合。こちらは識別力がないということが条文上もう明文で明確になっているわけで独占適用性説が入る余地はないかもしれないですが、それにしても、3号と同じ基準で、ただ設立地とか、所在地とかというのは一般的認識という概念はあり得るのですかね、ちょっと、これはつぶやきですが。

○林商標課長 多分3条1項6号がまさしく条文上、直接的に識別力を扱うような書き方になっていることから、認識論がなじむのかという御指摘であろうと思うのですが、識別力の判断のときに、識別力の有無は需要者がどう考えるかというのが基準になるわけですから、そういう意味からすると、需要者がどう認識するのかというのが6号にあってもいいのかなと考えております。

判決を調べてみても、6号でのそういうような趣旨のものも幾つかあるやに聞いておりますので、このような点を踏まえると、認識というような形で6号を運用しても、おかしいということにはならないと考えております。

○外川委員 わかりました。

○小塚座長 今の点はよろしゅうございますか。

○小川委員 今回のテーマについては、法律を改正しないで審査基準、審査運用でどこまで外国の周知な地名を排除できるかという、いわば行政庁としてどこまでぎりぎりできるかという話だろうと思います。大変特許庁は苦勞されて整理されたのだろうと思います。要は今回、整理されているのは、周知な外国の地名をすべて一律排除するわけではないというのが第1点ですね。それから、外国の周知な地理的名称を産地・販売地と認識されるものは3号でいくけれども、産地・販売地と認識されないものでかつ識別力がないもの、

識別力が弱いもの、すなわち商標とは認識しないもの、し得ないものについては6号でいけるのではないかという枠組みなのかなというふうに思います。基本的な枠組みについては異論はありません。

ただ、外国の地名が出てきたときに、審査官の立場で審査するときもほとんどが多分3号だろうと思いますし、この基準で6号でいけるケースというのはそんなにはないのではないか。全くないと思いませんが、きょう、報告の中で例示していただいたような案についてはなるほどなというふうにも思います。ただ、それ以外の例を考えろといわれると、なかなか私も出てこないのですが、いずれにしても、特定の限られた指定商品とか、指定役務との関係では、6号が適用されるケースはあり得るだろうというふうに思います。

その意味で、この検討、諸外国、中国や韓国のことだと思いますが、との関係で、こういう形で行政庁としては、ここまではやってもいいじゃないかという話なんだろうと思いますが、今までできなかったことを一歩進めるという意味では、対外国の関係でも一歩前進なのかなという意味では評価をしたいと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

ポジティブな御意見をいただきまして、何か事務局のほうからお答えがありますか。

○林商標課長 冒頭のお話は御支持いただいたのかなというように思います。まずは感謝申し上げます。

後半のお話しは国際的な観点ということかと思えます。実は、国際的な観点もこの基準の見直しの背景になっておりまして、特にいろいろと新聞報道等々でも地名の諸外国でのわが国の地名の出願に関する問題が出ています。そういう課題について、やはり実務家レベルでもいろいろと議論していかななくてはいけないというような局面になっているときに、当然日本の取扱いがどうなっているのかというのを私どもは非常に考えていかなければいけないなと思っております。

そういう意味では、今回、判決、判例の動向とか、あとさらに韓国、中国等を含めた諸外国の法律との関係を含めて、どのように運用していけるのかということや、国内の判例にちゃんと従った形で基準が整理されているのかというようなことを、もう1回、見直して、そういう国にも体系的に説明できる、そういうような環境整備が必要なのかなと思っております。そういう意味では、まさしく小川委員から御指摘いただいたような、そういう趣旨を踏まえてのものだと御理解いただければ大変ありがたいなと思えます。

○小塚座長 よろしゅうございますか。

背景事情もちょっとお話しいただきまして、実は題名に「周知」という言葉が入っているのも、そのあたりが関係しているのではないかと私は思いますが。ほかに何か、今の点に関して、あるいは全く違う点でも御意見をお願いいたします。

○國米委員 今回のこの基準の改正は、国内外の周知な地名だけからなる商標というのを念頭に置かれていると、書きぶりからするとそういうふうにするのですが、ただ、これを改正すると、例えばその地名プラス識別性のない商標ですとか、そういうものに対する拒絶とかというのも当然、今までそれが3条1項3号でないからという理由で登録されていたようなものというのを、今後、そういうものでも拒絶される可能性があるのかどうか、その辺についてお伺いしたいです。

○小塚座長 いかがでしょうか。あるいは何か具体的な事例などお持ちでいらっしゃいますか。

あとで議事録をどうするかはともかく。

○國米委員 具体的に言いますと、最近、指定商品化粧品で、NIPPON ○○○○
○○○というものが審決まで行って、メイドイン・ジャパンという言い方はするけれども、NIPPONという言い方はしないということで、産地ではなく3条1項3号には該当しないとなったのです。

今回のこの規定に変わった場合に、こういうものがどのような影響を受けるのかということをお聞きしたく質問させていただきました。

○小塚座長 非常に具体的になりました。いかがでしょうか。

○林商標課長 まず個別の事案、特に審決に関する点のコメントは、ちょっと置いておいて、総論的な話で恐縮なんですけど、ほかの言葉と地名が結合した場合においては、結局、商標全体がどうやって需要者に認識されるのかというのがやはり一番重要になると思われまますので、今回の基準の改正と、例えば矛盾するということはないものと考えております。

先ほど御指摘いただいたような事例がすぐ該当するかどうかは別として、ほかの言葉と結合したことによって、地名に相当する部分がここでいう産地・販売地とか、仕向け地とか、そういうものとして認識されるのかということになるかと思えます。例えば、全体を社名の略称みたいなものに認識されるとか、そのような別のものとして認識される場合もあろうかと思えます。3条1項3号や、6号というのは、多分、審査では、このような形で判断されているのだらうと思えますので、このような基本的な考え方について、今回、

基準の見直しによって、がらっと変わるということにはならないものと思っております。

○小塚座長 よろしゅうございますか。

そうしますと、事務局の意図は、これは現在の実務を変えるわけではないということですね、この基準によって。

○林商標課長 少なくとも御指摘のようなケースについて、基本的な考え方が変わるとか、全体として産地・販売地、仕向け地のようなものとして認識されないケースについてまで拒絶をするようなスキームになるわけではない、そのようなことはちょっと厳しいと思います。また、仮に認識しないのに拒絶するとなると、判例の考え方がちょっと齟齬を来してしまうのではないかと懸念が、事務局内の検討ではございました。

○國米委員 おっしゃることは大体理解できるのですが。ただ、例えば先ほど言っていた「NIPPON」という言葉というのは、確かに産地としてはそういうふうな使い方をしてない、日本製とか、メイドイン・ジャパンという言い方はしているけれど、NIPPONという英語のつづりでは普通は表示されないで、現状の枠組みでいえば3条1項3号に該当しないのも理解できます。しかし、今度のこの新しい改正になった場合には、NIPPONと聞いたら、まあ日本のものというのは想起はするだろうというのは当然あると思うので、後ろについている言葉が識別性が全くないものの場合に、今の改正の中で変わる可能性があるのか、それとも全く運用は変わらないということなんでしょうか。その辺のところをお聞きしたい。

○小塚座長 現状の審査基準も、当然条文と、それから、ジョージア判決を含む判例のもとにあるわけですね。その実務と比べて変わるのでしょうかという質問ですが、いかがでしょうか。

○林商標課長 まず、日本の漢字で「にっぽん」と読むか、「にほん」と読むかというような視点ではなく、ほかの文字が付加されたことによって、全体がどう認識されるのかというのがまず重要ではないかという意味で申し上げました。

例えば、個別のNIPPON何とかなの事案は別にして、仮にフランスベッドといったときでも、フランスだけを取り出せば当然国名です。しかし、例えばフランスワインと聞いたら、フランス産のワインだろうなと思う一方で、同じフランスの文字が入っていても、フランスベッドというのと、どこかの会社名のように認識する場合もある。そういう場合でも、フランスは地名だから、形式的にこの産地・販売地とか、仕向け地とか、そういうような扱いになるのかということ、先ほど来、説明させていただいている需要者がどう認識す

るのかという視点で見ると、産地・販売地とか、仕向け地とは別であろうということもありますので、そういうものまで拒絶することを意図しているものではないという意味で申し上げます。

○國米委員 だとすると、例えば、フランスベッドとフランスワインの違いをどのように、わかるのでしょうか。今は産地ということだけで分けるということではよかったと思うのです。しかしこの新しい規定のほうだと、その辺のところはややあいまいになると思います。今まで登録がされていたものが拒絶になるという方向になっているということですね。

地名だけからなるものであれば、少なくとも単品の地名であれば拒絶される方向になる、登録されていたものが拒絶されていく方向になるということは、これは間違いないのです。

そういう結合商標というのは、ビジネスのところでは結局やはり大きなポイントになってくるので、先ほど言っていた拒絶されるようなものも、何かくっつけば登録になってしまうということになりかねないので、その部分はしっかりと把握したいと考えているのです。

○小塚座長 いかがですかね。実務について、ある部分が変わるとすると、それがほかの部分にも影響すると言われると、そもそも現状は国名、地名だけからなる商標は拒絶していないわけですか。

○林商標課長 国名、地名だけからなるものについて言うと、大分高い確率で多分拒絶しているのではないかと思いますし、適用条文でいうと先ほどから議論になっている3条1項3号が主であろうと思います。

先ほど言ったプラスアルファの文字が結合したときにどうかというと、例えばトヨタ自動車でもいいですけど、豊田市のトヨタがついているじゃないかといって拒絶をするのかというと、そこまではいかないのではないかと思います。トヨタ自動車というと車の会社名だという認識が一般的といえるならば、全体をもって地名とは別の一つの意味合いを出す。そういうようなケースについてまで拒絶できるかということ、今の判例等の解釈の中では、ちょっと行き過ぎちゃうかなという感じを持っているということでございます。

○小塚座長 國米委員、何か御意見がございますか。

恐らく現状も、3条1項3号の文言にプラスやはりジョージア判決等々の判例があって、その枠内で実務はあくまで動いているわけですね。

ですから、そうだとしますと、今、林課長が言われましたけれども、現状、新しい基準

案と違うことをやっているかという、ほぼこのような運用をしておられるのではないかと私は認識していたのです。そのもとにおいておっしゃるような結合の商標について、比較の事例を見ましても、例えばベニスメイドというのはアメリカでは登録されているというような事例が出ていますけれども、こういうものはどうかという問題が常に出てくるといことなので、そうしますと、新基準案になったらといって、そちらの結合商標の考え方が急に変わるかという、余り変わるわけではないという御提案ではないかと思うのです。

そこはやはり法律自体を変えずに審査基準だけを変えているということですので、法律の大枠、これは裁判所が解釈している法律の枠ということですが、そこが変わるわけではないということではないかと私は認識しておりました。

どうぞ何か御意見がありましたら。

○國米委員 わかりました。

○林委員 私も今、委員長がまとめてくださったように、今回の審査基準の改訂は、従来の実務を審査基準に整理するものだという観点で賛成しております。

日本法の透明化プロジェクトというのめかねて進んでいるとおりに、外国から見て、日本の商標の保護のあり方がどうであるかということが、法律と基準を見ればわかるように統一的に整理しておくことは、国際的な観点からも予測可能性、客観性の観点からも、非常に重要であると思っております。

現状で、ジョージア最高裁判決とか、便覧を詳しく見れば、そのような実務だということがわかって、外国から見ても一見してわかることではありませんので、それを基準の中にいかに適切に正確に盛り込むかということが改訂にあたっては大事ではないかと思いません。

我々が例えば新しいタイプの商標の保護のあり方を考えるにあたって、各国の法律なり、基準なりを研究するわけですが、そのときにやはり基準の中に統一的に整理されていけば、外国から見てもかなりわかりやすい説得力のあるものになるわけですから、そういった観点から、方向性として大変結構なことだと思っております。

他方、今、國米委員のほうから御質問があった点は、外川委員からの御質問とも共通しており、要は基準の表現ぶりではないかと思えます。今回の資料の別紙にあります基準案の文言自体、これはこれでよろしいかとは思いますが、例えばここに盛り込んだ文言というのがジョージア最高裁判決の引用という形であれば、判決の射程距離を考慮できるの

で、現在の実務の審査基準への反映の仕方としては、むしろそちらのほうが直接的です。もし基準の書き方として差し支えなければ、ジョージア最高裁判決の引用であることがわかるようにかぎ括弧内に判決の出典を表示することも選択肢かなと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

しかし基準に判決などを注書きするわけにもいきませんね。そういう例は今までないですね。ちょっと表現については検討の余地があるかもしれませんが、ほかの先生方、いかがでしょうか。

○田中委員 改正案の理解がまだ不十分かもしれないのですけれども、拝見していますと、商標法3条1項3号と6号に関する審査基準の改正案の記載が大体並行的に書かれている。つまり、「一般に認識される」又は「一般に・・認識させる」ものが該当するという書き方になっています。商標法3条2項との関係では、3号に該当する商標の場合には、2項で救われて商標登録をうけることができることがあるわけです。他方、6号に該当する商標とされてしまいましたら、2項が適用されません。そうすると、6号の審査基準で「本号の規定に該当するものとする。」と言い切って大丈夫なのかと思いました。6号のものと審査基準自体にも同じ問題があったのかもしれないとは思いますが、いかがでしょうか。

○小塚座長 いかがでしょうか。この「該当するものとする」という書きぶりですが。

○半田商標審査基準室長 この点については、3号と6号で並行して作業を進めていたところがございますので、田中委員の御指摘をしっかりと受け止めまして、6号のほうの書きぶりについては、またさらに検討を深めたいと思います。

○田中委員 6号については、「認識することができない」という判断までいってはいじめて6号の該当性が決まるのですよね。

○小塚座長 実は3号のほうも同じ問題があるのですね。先生がおっしゃる3号の3.(2)は、これは3号では該当しないとしても、6号で拒絶理由になるということですから、結局同じことでして、3号も6号も、構造は、ここに書かれているものにあたと、それで拒絶事由になってしまうというふうに読めるわけですが、そういう運用を予定しておられるのかという御質問であろうと思いますが、いかがでしょうか。

○林商標課長 まず3号については、当然法律上、3条2項の規定がございます。また、3条1項6号についても、いわゆる使用による識別力を実体的に獲得しているようなケースについては、最終的には拒絶ではなくて登録し得る、そのようになるのかなと思っています。

ます。

ただし、その使用による識別力を獲得するというようなことになると、当然いわゆる仕向け地であるとか、そういうものとしてそもそも認識されるままなのかという、別ものとして認識されるということが前提になるわけですが、ご指摘のとおりの部分もあろうと思いますので、わかりやすいように、修文を含めて、座長と御相談しながら、書き方の工夫について検討できればと思います。

○田中委員 要するに、使用によって識別力が発生したら、6号の場合には、そもそも6号に該当しないという形で処理するのですよね。

○林商標課長 そう思います。

○田中委員 主として2項との問題だと思うのですが、条文の適用の仕方について基準案は必ずしも明快でないようにも思います。

○小塚座長 おっしゃったのは3条2項ですね、法律のほうですね。

○小川委員 もともとこれには該当しなかったという整理ですね。

○小塚座長 それは基準の問題というよりも、商標法3条そのものの構造としてそういうふうになっているということでしたね。

○小川委員 基準の書き方としては、3号、6号もこれでいいと思います。

○森吉第35部門上席部門長 こうした取扱地として認識しないので6号には該当しないという整理で、この基準でいう取扱地とは認識しない、よって、結果的に6号にも該当しないということで登録可能という考え方でよろしいのではないかと思うのですが。

○小川委員 それでいいと思います。

○小林知的財産研究官 さきほどの御指摘を踏まえてあらためて現行の審査基準を見ますと、6号のほうにつきましては、旧5、6、7につきましては、「原則として」という文言が入っております。これは、そのあたりを配慮した可能性もあるので、表現ぶりについては、よく御指摘も踏まえて相談させていただくという、課長の最初の御回答を踏まえていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小塚座長 それは3号の文言をコピーするのも単純なコピーかもしれませんが、今あるものを単純にコピーするというのも、別な意味で単純なコピーですので、文言はちょっと精査する必要があると思います。林先生、いかがでしょうか。

○林委員 商標法の改正の議論をしていたときに、特許庁の方とか、知財の先生方にとっては、今の議論、つまり6号にそもそも該当しないということにして登録を認めるという

あり方は、こういう中ではもう了解済みなんですけれども、それを知らない方にとってはわかりにくい議論ではないか。だからいっそのこと3条2項の対象に3条1項6号も入れてはどうかという議論もあるくらいでございまして、そういった点を考えると、法律のほうを改正しないにしても、基準の適用というのは、こういう操作をして、こういう考え方のプロセスを経て、適用されるのだということを基準に書いていただいてもいいのではないか。先ほど言った外から見た透明性とか説明という点からすると、今日の資料3の7ページの(3)の最後には、「ただし、当該商標が、第3条第2項に相当する使用による識別力を獲得している場合には、識別力があるものとして同項6号に該当しないものとして、登録する。」という2行が書き込まれているわけですし、一般向けには基準にそういう記載が入っていてもいいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

確かにそうですね。こちらの頭の中でどういう操作をしているかということが出るというのは非常に重要なことですね。そのあたりはもう少し事務局で検討できますか。

○林商標課長 今までの御意見を踏まえて、少なくとも余りまぎれがないような、内容が明確になるような形で少し修文を相談したいと思います。

○小塚座長 その他の点は。

○中村委員 先ほど林委員から御発言があったように、私も今回の審査基準の改正というのは、現行の運用の確認というか、その明確化ということだと理解しております。そこで1点、確認したいのですけれども、先ほど来、お話に出ている3条1項6号の所在地とか、仕向け地とか云々ということところです。こういう地名については、現行の運用でも拒絶をする、識別力がない、と判断していると考えてよろしいのですか。

○小塚座長 いかがでしょうか。

○半田商標審査基準室長 そこは純粹に法律の規定を読むと、産地・販売地、役務の提供場所というふうになっておりますので、そういった要因があるものについては3号でいけると思うのですけれども、全くそういう要因等がないような地名といったときには、そこは審査官の判断というところでは、いろいろと分かれると言ったらちょっと語弊があるとは思いますが、いろいろな判断があるところだと思います。

登録というふうに見る者もおりますし、もしかすると、調べ方によっては、その出願人と同業者等と、まさしく地名からなる商標について、いろいろな形で使われていて、一般的に使用されている標章というふうに見ることができるのではないかといたときには、

これはまた6号というような今の新設したような判断をしている者もいると思います。

ですので、今回、6号を新設させていただいたところには、その判断の統一性を図るようなところも射程に入れているところがございます。

○小塚座長 中村先生、いかがでしょうか。

○中村委員 わかりました。

実務をやっている者としては、現行の3号とか6号という適用は慣れているのですけれども、所在地だとか、仕向け地で拒絶になるかならないかというような判断は余りしてないものですから、具体的な例をもう少し出していただくというほうが、今後、パブコメ等を考えてもよろしいのかなと思います。例えば、資料にチューリッヒの例が出ていますけれども、チューリッヒの例もわかるような、わからないように感じています。というのは、地名としてしか使っていない、チューリッヒにいる会社がチューリッヒというのをどこかで表示している、商標的に表示してないけれども、住所中の地名としてどこかで使っているというのは当たり前の話で、そういう状況の中で誰か一人だけが商標的に使う。そうすると日本では商標として見られても、識別力があると見られても、おかしくないという考え方もあるのかなと思います。もうちょっと説得力のある例が幾つかあるとありがたいなど考えておりますので、ぜひその辺をよろしくお願いします。

○小塚座長 御意見ありがとうございます。

それでは、これはどんな場合なのかというのは、もんでいただいてということで、そのほか、いかがでしょうか。

○國米委員 先ほどとは今度は逆の立場の話なんですけれども、以前、海外の言葉からなるブランドを出願したときに、我々も全然知らないようなヨーロッパのある市と同じ名前だったということで、それは産地ではないかということで拒絶を受けたことがあって、そのときは産地ではありませんということで通ったのですけれども、今後、そういうことが、サーチレポートによって起こり得るのではないかという懸念をしているのです。

今度の場合、この改正の形だと、産地でないという主張が必ずしも通らない可能性が出てくることを危惧しています。その市がもともと意味を持っていて、その意味合いで外国語で名前をつけてやったら、たまたま偶然に一致したということなんです。そういうものまで拒絶されてしまう懸念が業界の中ではあるということで、その辺はどのような運用になっていくのかなということをお聞きしたいのです。

○小塚座長 方向は先ほどとちょっと違いますが、いかがでしょうか。新基準のもとの

取扱いですけれども。

○林商標課長 いわゆる一つの言葉が地名としての意味合いと別の意味合いを持った既成語みたいなケースを想定していらっしゃる質問だと思うのですが、先ほど基準の改正案にもございますように、需要者にいかに認識されるのかというのが一つの目安になってくることからすると、その言葉の意味合いの普及の程度とか、あと産地なり、地名としての普及の程度とか、そういうものをいろいろと総合勘案しながら具体的に判断していくというふうに考えます。

○國米委員 そうしますと、その具体的な小さな市が日本において余り有名でない場合は、基本的には通る可能性はやや高いだろうというふうに考えてもいいということですか。

○林商標課長 なかなかレアケースの具体的事案に関する質問になるとはつきりとお答えしにくいのですが、今、おっしゃっていたような、ほかの言葉の意味合いというのは、やはりバランスで、ほかの意味合いが余りないようなケースで、地名としてもあんまり知られてないよというようなケースと、ほかの言葉の意味合いが非常に強いというようなケースで、全く同じ判断かということ、やはり異なってくる可能性はあるのではないかと思います。

ただし、國米委員御指摘の、地名と全く別の意味合いのものが極めて普及しているかという話になったときには、需要者が産地等を表す地名として認識されるかということ、厳しいケースもあろうかと思しますので、そういうところも含めて総合判断するということかと思えます。

○國米委員 実際、ビジネスで命名する場合には、例えばフランス語で何々ときれいな名前、花の名前ですとか、花を意味しますとか、そういうふうなきれいな空を意味しますとかというような言葉でイメージをつけているものですから、たまたまそのイメージと市の名前が一緒ということは十分あり得る話なので、そういうことが、この規定を見たときに、今までは産地でないというので何とか審決で頑張るといのが使えたのです。けれども、その辺が本当に大丈夫なのだろうかという懸念があるので、その辺に関しては今と変わらないということであれば全然問題ないのですけれども、やや厳し目の方向に行くといっておっしゃっていたので、不安があるなというところを一応記録させていただきたいと考えます。

○小塚座長 基準で申しますと、3号のほうの基準の注に市というのが入っていますね、ですから、小さな市でも市になるわけですね。国内外の地理的名称になる。そうすると、

これは提供の場所と認識される蓋然性が高いことから、本号の規定に該当するものとするというふうにあたる。ただ、3号は3号で、先ほどの2項で逃げるという手がございませぬ。今度6号のほうの基準のほうにいきますと、認識させるもありますけれども、前のほうですと、これこれの地を表示する商標とある。結局表示するというところの解釈になるということで、そこで先ほどの御指摘のように、結局ここの解釈操作になるのか。ではそれをもうちょっと明確にしたほうがいいのではないかと。そういうようなことになってくるのではないかと思います。どうも伺っておりますと、この6号の審査基準の書きぶりをもうちょっと直ささせていただくことにして、それはもしお差し支えなければ、基本的な方向についての御異論ではないと思いますので、事務局と私のほうにお任せをいただけましたら、こちらで修正案を出させていただく。そういう形で進めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○外川委員 6号が包括規定だということから、3号は産地とか、販売地とか、一応拒絶理由通知に書くのでしょうけれども、この6号で拒絶理由を書く場合に、これは所在地・設立地だとか、仕向け地だとか、立ち寄り地だとかという何か具体的なことを言っていたかないと、恐らく意見書等で反論できないのではないかと。そこはむしろこの審査基準でそこまで書く必要はないと思いますけれども、実務としては、やはりその具体的な理由を指摘していただくという運用にしておいていただくと、6号を使うことについて特に何か不都合が起きないのではないかと。思うのですが。

○小塚座長 これは対応できますか、実務のほうで。

○林商標課長 当然、こういう仕向け地だと認識されるとか、そういうレベルで拒絶理由というのは開示するものだと考えておりますし、そのように運用でも徹底していきたいと思っております。

○小塚座長 それでは、この基準というのはパブリックコメントにかけることが必要ですね。それでパブリックコメントにかけたあともまだここで議論する機会があるという理解でよろしいですね。

○林商標課長 はい。

○小塚座長 ということだそうですので、とりあえずは先ほどの点を修正するというのは私のほうに預らせていただきまして、まずパブリックコメントにかけさせていただいて、それから、もう一度この場にお出する、こんなことで進めたいと思うのですけれども、よろしゅういでしょうか。

ありがとうございます。

ではこの議題につきましては、以上のように取り扱わせていただきます。

新しいタイプの商標の海外主要国における実態について

○小塚座長 少し時間が押しておりますが、新しいタイプの商標についても御用意いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○青木商標制度企画室長 商標制度企画室長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新しいタイプの商標につきましては、冒頭で橋本業務部長から御説明がありましたように、現在、商標制度小委員会での数年来、精力的な御議論をいただいております。これはことしの2月に開催いただいた第25回の小委員会におきまして、新しいタイプの商標については、我が国においても制度導入の方向でさらに検討をしていく。そういう方向性を御了解いただきました。

また、特にこの新しいタイプの商標につきましては、制度論はもとより、実務的な視点からの詳細な検討も必要ではないかという指摘も従来よりいただいております。そういった視点から、この商標制度小委員会のもとに、商標審査基準ワーキングを設けさせていただいて、そこでも御検討いただくということで、このワーキンググループの設置を御了解いただきました。

また、これも部長から御紹介がありましたように、このワーキングで御検討いただくのは、商標制度小委員会での大枠といいますか、大きな方向性が示されたところ、それをもとに順次、必要な事項について御検討いただくということを予定しております。

本日は、最初の会合でもございますので、新しいタイプの商標というのはどういったものがあるのか、それから、先行している海外の主要国の制度や運用はどういうふうになっているのか、そういった点につきまして、既にこれは知財部会ですとか、商標制度小委員会で一度発表させていただいた資料を基本にしておりますけれども、ここで時間の都合もございますが、簡単に御紹介させていただきます。

資料4-1、これは新しいタイプの商標の例と企業の声ということで数枚にまとめてございます。

新しいタイプの商標、背景としましては、昨今の商取引の形態の多様化、インターネッ

トを含めた商取引の形態の多様化、それから、取引活動のグローバル化、そういったことが背景にあります。その背景のもとで、企業、あるいは事業者の皆様の自己の商品やサービスの発信手段というものが実際に多様化してございます。そういったところから、多様化した発信手段にどういったものがあって、そういったものをどういうふうに法的に保護していこうか、そういう議論でございます。ですから、従来の文字とか図形、あるいはこれらの組み合わせというのは伝統的な商標とっておりますが、それに対して音とか、匂いとか、動きとか、ホログラムとか、そういったものを新しいタイプの商標と称しております。

4-1の資料を1枚めくっていただけますでしょうか。ここでは、実際に我々が海外における登録事例とか、あるいは日本の企業の皆様が実際に海外でも取得している事例というのをごさいますて、そういったものをそれぞれの類型ごとに数点ほどピックアップして載せたものです。

主な類型としては、動きの商標、これは図形などが時間によって変化して見える商標、テレビやコンピュータ画面等で写し出されている平面商標や動く立体等、こういったものとして幾つか事例をあげております。

それから、2番目はホログラムの商標、これはよくクレジットカードにもついておりますけれども、ホログラムで写し出される図形等が見る角度によって変化して見える商標の例としてアメックスのホログラムや、下にいきますと、我が国のニコンさんのドイツで登録を取っているホログラムの商標というようなものもございます。

次のページにまいりますと、3つ目の類型として位置の商標、これはシャープペン、ボールペンでございますが、特定の位置に特定の赤い輪、フックを押すところの下のほうに赤い輪が共通でついている。こういう特定の位置に特定のものをつけていることで識別力を発揮している商標という例でございます。

それから、4番目は音の商標、一番上に日産自動車さんが欧州で登録を取っている事例としてありますが、これは電気自動車の起動音ということでございます。真ん中は、これは有名な久光さんの音の商標でございます。

それから、5番目ですが、輪郭のない色彩の商標、これは図形と色彩が結合したのではなくて、色彩のみからなる商標。もちろん単色もございますが、複数の色彩を組み合わせたものというものもございます。一番上の例は、我が国のトンボ鉛筆さんがアメリカにおいて消しゴムについて使用している色の組み合わせの商標の例であります。下のほうに

も、マキタさんという電動工具の会社さんが欧州で登録を取っている事例でございます。

今、この資料で御紹介したのは、こういった代表的な事例がございますという説明であります。

4-2のほうを見ていただけますでしょうか。

これは新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態についてということで、2枚ほどめくっていただきまして2ページにまいります。特許庁としましては、商標制度小委員会ですらに詳しい検証をするようにという御指摘を踏まえて、ことしの1月から4月にかけて、米国、EU、豪州及び韓国において、これらの国は既に新しいタイプの商標の保護制度を設けておりますので、その制度や運用実態について知財庁及び法律事務所をお訪ねして、その詳細を調べてまいりました。それに基づいた重要なファクターごとの比較表を以下に作成しております。

2ページ目に「主な特徴」と書いてありますけれども、米国では、色彩や音やトレードドレスの出願・登録が多いです。それから、匂いについても登録がございます。

その下に【参考 17 ページ云々】と書いてありますが、これは別途用意させていただきました参考資料2というものに実際の登録事例ですとか、あるいは主要な判決の抜粋を入れておりますので、ここでは逐一は御紹介できませんが、それぞれリファーしていただくページを書いてございます。

それから、アメリカですけれども、審査においては、識別力及び先行商標との混同の有無の判断を行っております。

アメリカは、特徴的な仕組みとして、主登録簿と補助登録簿の2種類の登録方法がございます。

こういった要領で、主な特徴をEU、豪州、韓国についてポイントを列挙しております。これが2ページ、調査の概要でございます。

3ページは、制度導入の契機ということで、この新しいタイプの商標の保護制度が導入された契機というのはどういったところにあるか、これをそれぞれの国、地域についてまとめしております。

簡単に申し上げますと、アメリカでは、もともと今の現行法の制定のときから、商標の定義が本質的な点に着目したものになっておりまして、出所を表示するいかなる標識も商標となり得るとして外形的な規制をかけておりませんので、1950年にはもう音の商標が初めて登録された。

EUとオーストラリアにおきましては、1996年に制度的な手当ができて、新しいタイプの商標も出願登録できる仕組みができました。

韓国におきましては、まず段階的に2007年に色彩などの視覚による認識できる商標、新しいタイプの商標の保護制度が導入され、そしてことしの3月でございますが、音や匂いなど視覚により認識できない新しいタイプの商標の保護が追加されました。これが導入の契機といたしますか、背景でございます。

4ページ目は審査のフレームワークということで、これはそれぞれの国がどういう体系になっているか、審査体制になっているかでありましてけれども、ポイントだけ一つ申し上げますと、EUにおいては、相対的拒絶事由、要するに他人の先行商標との類否ですとか、出所混同の防止とか、そういった相対的拒絶理由については職権ではやっておらず、異議申立てを待ってやっている。それがポイントでございます。

あと一番下の項にありますか、審査基準／審査マニュアルというのがありますが、それぞれ審査基準、新しいタイプの商標については、識別力の判断基準というものはそれぞれ具体的に設けております。

一方、類否につきましては、特段新しいタイプの商標用の類否判断の基準は特に明示的には書いておらず、基本的には一般の通常の商標の類否判断基準を適用しているということのようでございます。

それから、5ページ目にまいります。

5ページ目は出願のシステム対応及び公示方法ということで、どういうふうに出願を受け付けていますかという話と、それをどういうふう公表していますかという点でございますが、ここでは音声ファイルの容量制限と一つ例をあげておりますが、音の商標については、音声ファイルの提出というのをそれぞれ受け付けておりますが、それぞれファイルのフォーマットとか、あるいは容量について、それぞれ所定の制限をかけたとか、オーストラリアは特にかけていないというのがありますが、フォーマットとしてMP3とか、それぞれ所定のものを指定しているということのようであります。

公報につきましては、音の商標につきましては、公報で発行するというのではなく、それぞれのホームページですとかデータベース、日本でいいますとIPDL、そういったようなもので出願人の検索といたしますか、閲覧の便宜に供しているということのようであります。それがシステム対応と公示方法です。

6ページ目以降は商標の特定方法、どういうふう願書に商標を書いていただいて、そ

れを権利として特定するようにしていますかという視点での比較であります。

これはそれぞれ個別に特定といいますか、記載方法というのはあるのですけれども、ちょっと時間の都合もございまして9ページにとんでいただけますでしょうか。

前3ページ分のもを一覧の表にしたのが9ページなんですけれども、特定方法は、大体こういうふう to それぞれの国でこういったものを記載、あるいは提出を求めて特定というものをやっております、というものを一覧にしております。

次のページに入らせていただきます。識別力の判断、10ページですけれども、識別力に関しましては、先ほど申し上げましたように、審査基準で識別力の判断基準をそれぞれ設けております。ちょっと上のほうのコラムのところだけ読ませていただきますが、例えば単色の色彩のみからなる商標につきましては、本来的に識別力を有しないとといった運用がされており、あるいは色彩の組み合わせの商標については、個別判断になりますが、本来的に識別力を有しないとされる場合が多い。

それから、音の商標につきましては、米国、韓国では、ありふれた音等は識別力を有しないとされる。これは当たり前のことかもしれませんが、これは代表的なものを書いたのですけれども、それぞれのタイプに応じて、それぞれ審査マニュアル、あるいは基準というものがあまして、基本的なところを示しております。これが識別力の判断に関してであります。

次の11ページでございますが、類否の判断であります。

この類否の判断のほうにつきましては、新しいタイプの商標についての特別の審査基準はどの国も設けていないようであります。そうしますと、何をよりどころにするかといいますと、通常の商標の判断基準と同じでありまして、例えば米国では、混同を生ずるおそれの有無、オーストラリアでは、事業者の一般的な印象によって個別に判断する。EUでは、先ほど申し上げましたように、職権でこの類否の判断を行っております。韓国は、これは日本と共通しているようであります。全体観察を原則としつつ、要部観察も認めるということでもあります。

韓国のほうは若干具体的に書いておりますが、右隅のほうですけれども、例えばですが、ホログラムの商標は立体商標の類否判断を準用している。音・匂い等は同じタイプの商標間で、視覚的表現を基準に類否を比較して判断する。そういった指針みたいなものは韓国においては基準で示してあります。

12ページは機能性の判断でございます。

機能性はちょっと説明を端折ってしまいましたが、例えば立体商標については、我が国においても商標法4条1項18号という規定で、識別力を有する、立体形状であっても、その商品の機能を確保するために不可欠なものであれば、それは「機能性」という視点で拒絶するという考え方がございます。機能性という言葉は、若干国によって定義といいますが、適用が違うようではありますが、そういった視点が新しいタイプの商標についてはございます。

アメリカ、韓国では、出願商標に識別力があると判断する場合でも、機能的な商標と判断されるときには登録を排除している。これは新しいタイプの商標、色ですとか、匂いとか、そういったものについても、この機能性の判断というのを適用することとしています。

EUは立体の形状、商品の形状そのものの性質に係るときのみ登録を排除する。法律的には立体の形状についてのみ機能性の判断が適用されるという立て方になってあります。

オーストラリアは、条文上は機能性という視点での登録要件はございませんで、実際に特定の者に商品を独占させることが適当でない場合には、機能的な商標として取り扱いますが、拒絶の理由としては識別力がないということで登録を排除するということのようにあります。

次の13ページは審査体制でございますが、これは各商標担当部局は、新しいタイプの商標の審査用に特別の専門知識を有する人材というのを配置しているということはないようでございます。現有の審査官に対する研修や案件の割り振り、ベテランの人にやってもらうとか、あるいは協議体制、合議でやるとか、そういった既存の体制を前提にいろいろ工夫して新しいタイプの商標の審査をやっているということでもあります。

3つ目ですけれども、音の商標に必要な音声ファイルは、電子出願でも対応が可能となっております。

それから、匂いの商標、これは標本などについては、どの庁も永久保存は行っていないということのようでもあります。

最後に、これは御参考レベルになるかと思いますが、各庁における出願登録件数というものを記載しました。これは庁の年報のように確定した数字というもので公表されているものではございませんで、各調査したときにいただいた数字というのをここでつけておりますので、おおよその相場感を計っていただくために便宜上、添付しました。

ちょっと端折り過ぎたかもしれませんが、以上でございます。

○小塚座長 私の進行のぐあいが余りうまくないので御迷惑をおかけました。

きょうはこれについて何か決めるというわけではありませんが、とりあえず初見ということで、何か御意見等ありましたら、ざっくばらんに御発言いただけますでしょうか。むしろ具体的な提案がない分だけ、こういうことも今後、考えてほしいとか、そういうような御発言がありましたら、ぜひ承りたいと思います。

○林委員 当初、新しいタイプの商標といっても、音ぐらいまでは観念できても、匂いとか、触感などはなかなかイメージもできなかったのですが、こうして各国で新しいタイプの商標の登録の品ぞろえが既にできてしまっていることを見ると、日本でももうこれは商標制度として対応せざるを得ないということを実感しております。実務的にまずは小委員会で法改正の議論を早急に進めていただいて、そして各国でも具体的な部分は審査基準に譲っているようですので、あとはこの審査基準で実質的に実務に適切な基準をつくっていくことが重要であると認識しております。よろしく申し上げます。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかどなたか御発言がありますでしょうか。

○小川委員 新しいタイプの商標で参考資料の2というものをいただいて、ちらちら外国の例を見せていただいているのですが、少しイメージがわからないのが幾つかあるのですが、例えば3ページのこれは色彩の商標ということで、赤と白と黒の縞模様があります。それから、5ページにもオレンジと緑と赤、これはセブンイレブンのマークですね。使用見本だとか、それから、願書に記載されている説明文なんかを見ると、単なる色彩ではなくて、全体の構成と合わせて、具体的な構成とともに色彩を表示して登録、こんなのも色彩商標なんですか。いわゆる輪郭のない色彩商標、色の商標が色彩商標だと説明を受けると、ちょっと定義に合わないような気がするのですが。

○青木商標制度企画室長 これは諸外国、十人十色といいますか、それぞれの記載の方法とか、あるいは定義といってもそんなに正確な定義というのがあるようではございませんで、例えば小川委員の御指摘があったもののほか、3ページの右側のほうには、くつの裏側に赤いものというのがありますけれども、これはアメリカでは色彩の商標として出されておりますけれども、これは場合によっては位置の商標と判断してもいいのではないかと。そういうのもあるかと思えます。その辺は出願人の方が何を主張したいかということで出して、それを記載して、それがあんまり法外といいますか、ちょっとずれてなければ、そういうものとして登録を認めているのかなと考えます。

アメリカの場合は特に使用主義でございますので、実際の使用見本というものを出して

もらうというのがありますので、余り何というのでしょうか、細かな定義に基づいて類型を分けているというのではないようであります。

○小川委員 わかりました。

それでは、我が国がやるときは、その辺をうまくきちんと整理をしてやっていく。

○青木商標制度企画室長 おっしゃるとおりです。我が国は、若干その辺の立て方は整理していく必要があると思います。

○小川委員 もう1点教えてください。13 ページにコカコーラの瓶があるのですが、これはトレードドレスで登録された例、これは立体商標で登録された場合と、トレードドレスで登録された場合と何が違うのですか。

○青木商標制度企画室長 実際に出張に行った木村補佐のほうから。

○木村商標課長補佐 トレードドレスですけれども、トレードドレス自体はアメリカの概念でございます。各国、例えばヨーロッパとかオーストラリアにトレードドレスの概念があるのかなのか、こういった点が問題になってくるわけでございますけれども、トレードドレスの言葉自体は使ってはいないのですけれども、似たような考え方はあります。その似たような考え方の中には立体商標も含まれるというふうに考えられております。具体例として資料にあります、立体商標の、これはコカコーラの文字が入ってございますけれども、こういった瓶の形状でありますとか、ガソリンスタンドのBPのグリーンとイエロー、この色に特徴があるわけでございますけれども、こういったものが含まれ得るということでトレードドレスという言葉自体は使っておりませんけれども、こういったものを商標として保護しているということでございます。

○小川委員 わかりました。これも実質上の立体商標ですね。これについても我が国がやるときはもっと整理をしてやるということですね。

○青木商標制度企画室長 日本でコカコーラ、これはもう既に立体商標で扱っているということになると思います。

○小塚座長 よろしゅうございますか。

新しい商標は何を保護したいというのが多分先にあって、それをどういう形で制度づけしていくというのが各国それぞれ苦労しているところがございますが、恐らく日本には日本的なやり方というのがあろうかと思っておりますので、上の法制度を議論する小委員会と、こちらの審査基準を議論するワーキングと、この両面からつくっていくということであろうと思っております。

私の不手際で若干時間がオーバーしておりまして申しわけありません。

今後の予定について

○小塚座長 それでは、最後に、今後のスケジュールについて御説明いただけますでしょうか。

○林商標課長 今後のスケジュールでございますけれど、第2回のワーキンググループの日程につきましては、先ほど御議論いただきました国内外の地名からなる商標登録出願の取扱いについて、座長と相談させていただき、修正した上でパブリックコメントにかけさせていただき、そのパブリックコメント終了後、開催させていただきたいと考えています。具体的な日程については、追ってまた連絡させていただくということにさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、よろしゅうございますか。

以上をもちまして第1回の商標審査基準ワーキンググループを閉会にしたいと存じます。

皆さん、どうも御協力いただきましてありがとうございました。

閉 会